

# 川崎市立川崎高等学校附属中学校いじめ防止基本方針

1 令和7年度 学校経営計画（グランドデザイン）

令和7年度 川崎市立川崎高等学校附属中学校グランドデザイン

## 【学校教育目標】

こころ豊かな人になろう

- 自分の良さを伸ばそう
- 知識を求め追究しよう
- 思いやる心をもとう
- 心身ともに鍛えよう

人権感覚豊かで高い志をもって学び続け、国際都市川崎をリード(LEAD)するたくましい人を育てることを目指す

## 【目指す学校像】

- 「かわさきLEADプロジェクト」\*を基盤とする学校
- 幅広い知識と各種体験を基に高い学力を支える学校
- 個性の伸長と豊かな人間性を育む学校
- 自己の進路や在り方生き方について追究できる学校
- 国際的視野を育む学校
- 生徒相互が主体的に交流し活力ある学校

\*Learn(学ぶこと)、Experience(体験・経験すること)、Action(行動を起こすこと)を大切に、生徒一人一人のDream(夢)を支える教育

## 【育てたい生徒像】

- 自らの能力や個性を伸ばすとともに、高い志をもち、将来の自己実現に向けて主体的に学ぶ生徒
- 表現力やコミュニケーション能力を養い、多文化共生の視点をもって国際社会で活躍する生徒
- 豊かな感情や人権感覚を身につけ、共に支え生きる社会の担い手として活躍する生徒

日本国憲法  
教育基本法  
学校教育法  
学習指導要領  
かわさき教育プラン  
市中高一貫推進事業

社会情勢・教育課題  
生徒の願い・実態  
保護者・地域の願い  
教職員の願い  
中高一貫教育方針

## 【学校づくりにおける基本的な考え】

わくわくがとまらない授業の実現・一人一人が光り輝く活気ある学校の創造\*

\*生徒も教職員も「わくわくする」・生徒も教職員も「光り輝く」

- ・生徒をあるがままに受け止めるとともに、生徒の困り感や悩みに寄り添い、良さや可能性に気づかせ、適切な指導・支援によって伸ばしていくことを意識する
- ・授業を中心とした生徒の学びを大切に、生徒の主体的な活動を重視した取組を推進する

## 【指導の重点と具体的な取組】

<b>心を耕す教育</b> ・特別活動の推進 ・学び合いの実践 ・道徳教育の推進 ・共生*共育プログラム等の有効活用	<b>主体性を育む教育</b> ・特別活動の推進 ・生徒の側に立つ授業の実践	<b>広い視野を育む教育</b> ・人権尊重教育の推進 ・国際理解教育の推進 ・平和教育の推進	<b>探究心を育む教育</b> ・協働的な学びの推進 ・総合的な学習の時間を柱とした考える力の育成 ・ICTの有効活用 ・上級学校につながる研究の仕方(作法)の経験	<b>健康を尊ぶ教育</b> ・健康な体づくり ・食育の推進	<b>特色ある取組の一層の推進</b> ・言葉を使いこなす取組 ・情報を使いこなす取組 ・協働的な学びの取組
--	--	--	--	--------------------------------------	---

## 【その他の重点的取組】

<b>生徒の居場所づくり</b> ・いじめや不登校の未然防止 ・相談しやすい関係づくり ・二次的支援としての登校支援教室「ぼっかぼか」の運営	<b>支援教育の視点を重視した取組</b> ・学習環境のユニバーサルデザイン化 ・個のニーズに応じた支援計画作成 ・ケース会議の実施	<b>横断的カリキュラムの創造</b> ・中高6年間の系統的な学びの実現 ・より学習効果の高い教科横断的カリキュラムの検討	<b>危機管理の取組</b> ・安全教育・防災教育の実施 ・防災マニュアルの作成	<b>学校広報の充実</b> ・ホームページ、学校だより等の充実 ・小学生を対象とした体験授業や学校説明会等の実施 ・パンフレットやポスター、チラシの制作	<b>教職員の心身の健康増進と豊かな学びの推進</b> ・ゆとりある働き方の実現 ・自己研鑽の奨励 ・OJTの実施
---	---	---	--	--	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

#### ④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める

とき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

**【校内いじめ防止対策会議の構成】**（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、  
学年主任、生徒指導担当、  
支援教育コーディネーター、  
教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、  
スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー

**【いじめ防止対策の企画・運営】**

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

**【教育相談】**

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

**【生徒・保護者・地域との連携】**

- ・生徒会本部・風紀委員会との連携
- ・PTAとの連携
- ・川崎高等学校との連携

**【関係機関との連携】**

- ・警察との連携
- ・子ども家庭センター、児童相談所との連携

## 7 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回教育相談アンケートの実施</li> <li>・アンケートの集約</li> <li>・第1回効果測定</li> </ul>
6	<p>【生徒指導点検強化月間】 (具体的な内容→ 第1回教育相談 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止標語の募集 (生徒会本部・風紀委員会)</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談の結果を受けて対応を検討・実施</li> <li>・効果測定の結果を受けて対応を検討・実施</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・スクールカウンセラーアンケート実施</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーアンケートの結果を受けて対応を検討・実施</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談アンケート集約</li> <li>・第2回教育相談</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談の結果を受けて対応を検討・実施</li> <li>・第2回効果測定</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・効果測定の結果を受けて対応を検討・実施</li> </ul>
2	<p>【学校体制振り返り月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

#### [交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・部活動
- ・委員会活動
- ・中高連携活動

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語の作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動